

【令和6年度版】年度限定保育事業Q A

(1) この事業を利用した場合の利用料はいくらか？

利用料は、次表の金額を上限に実施施設ごとに設定しますので、直接、実施施設にお問い合わせください。

◆月額利用料（実施施設へ直接払い）

基本保育料 (上限)	実施施設が定める基本保育時間（11時間）の時間帯			
	負担区分	基本保育利用料 (月額)	多子減免対象児童の 基本保育利用料（月額）	
			第2子	第3子
	A～B	0円	0円	0円
	C～D2（※1）	10,000円	5,000円	0円
	D3～D5	20,000円	10,000円	0円
	D6～D8	30,000円	15,000円	0円
	D9～D11	40,000円	20,000円	0円
	D12～D14	50,000円	25,000円	0円
D15～D27	60,000円	30,000円	0円	
(※1) E0～E5も含めます。 ※利用開始時に決定した基本保育料は、原則、年度途中に変更することはありません。 ただし、市民税額の年度更新に伴い、新たに無償化となる方、無償化でなくなる方については9月に変更します。				
時間延長 サービス	(例) 基本保育時間が7時30分から18時30分までの保育所において 7時30分より前までと18時30分を超えて保育を利用する場合には、基本保育料とは別に実施施設ごとに設定する次の料金をご負担いただきます。 ●延長保育料：30分あたり1,700円（上限） ※多子減免対象児童は第2子：850円（上限）、第3子：0円 ●間食代（18時30分を超えて19時30分まで）：2,500円（上限） ※19時を超える場合、夕食を提供する保育所があります。 ●夕食代（19時30分を超えて閉所時間まで）：7,500円（上限）			

(2) 多子減免対象児童の要件は？また減免を受けるために必要な手続きは？

特定の施設・事業（※1）を利用する就学前児童をカウント対象とし、年齢の高いきょうだいから順に第1～3子（第3子以降は第3子）と数え、第2・3子が年度限定保育事業の利用児童にあたる場合、利用料が減免されます。第2子は2分の1減免、第3子は全額減免です。ただし、副食費等は別途かかる場合がありますので、詳しくは施設あてにお問合せください。

多子減免を受けるには、利用開始時に実施施設に、多子減免届出書（第17号様式）とカウント対象となるきょうだい（第2子減免を受ける場合は第1子、第3子減免を受ける場合は第1・2子）が特定の施設・事業を利用していることを確認するための書類（※2）の提出が必要です。利用開始時に在籍等証明書を提出することが難しい場合は、利用開始後2週間以内に必ず実施施設に提出してください。

特定の施設・事業（※1）	添付書類（※2）
幼稚園、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業の利用料通知書の写し 又は</li> <li>施設を利用していることを当該施設長が証明した書類（在籍等証明書）</li> </ul>
横浜保育室、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援および医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業、横浜市年度限定保育事業、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を利用していることを当該施設長が証明した書類（在籍等証明書）</li> </ul>

(3) 年度限定保育事業は、保育無償化の対象となるのか？

市民税非課税世帯（負担区分：A～B）の方は幼児教育・保育無償化の対象となり、月額の基本保育料の利用者負担額が0円となります。

また、市民税額の年度更新に伴い、新たに市民税非課税世帯となり幼児教育・保育無償化の対象となる方、市民税課税世帯になり幼児教育・保育無償化の対象でなくなる方については9月に変更します。

なお、幼児教育・保育無償化による施設等利用費は実施施設が代理受領します。

**(4) 令和6年度の利用調整で保留となったので、この事業を利用した場合に、希望の保育所に空きが生じても利用できないのか？**

令和6年度の利用申請は、「取下げ」をしない限り、当該年度3月末まで有効です。希望の保育所に空きが生じた時には、利用調整の対象となります。

なお、利用調整時に「調整指数+1」として入所の優先順位を定めるため、利用開始後に在園（利用）証明書をお住まいの区の区役所こども家庭支援課に提出してください。

**(5) 年度限定保育の利用を継続したいので、利用申請の「取下げ」、または、内定した保育所を「辞退」してもいいか？**

本事業は、利用期間中も「保留」である方が利用できる制度です。そのため、本事業を利用中に利用申請の「取下げ」を行った場合、または、希望の保育所に内定した場合は、この事業の利用を継続することはできません。

なお、年度途中でも利用申請の内容はお住まいの区の区役所こども家庭支援課で変更できます。例えば、他園に内定ができた場合に年度限定保育事業をやめてでも行きたい園のみに変更する、あるいは、年度限定保育事業で通っている保育所のみに変更することもできます。変更を希望する方は、各月の締切日までにお住まいの区の区役所こども家庭支援課に変更の申請をしてください。

**(6) この事業を利用した場合に、令和7年度（2025年度）も利用を継続できるのか？**

この事業を利用できるのは、令和7年（2025年）3月末までの期間限定となります。

なお、令和7年（2025年）4月の認可保育所等の利用申請時に、「1ランクアップ及び調整指数+5」を適用し、入所の優先順位を定めます（「在園（利用）証明書」の提出は不要です）。ランクの引上げ及び調整指数の適用については、令和7年（2025年）4月入所の利用調整における基準日の状況で判断します。

**(7) 横浜市外在住であるが、この事業を利用できるのか？**

この事業を利用できるのは、横浜市内在住の方です。

ただし、保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を有しており、横浜市の待機児童の対策に資する施設・事業や保育施策事業（※1）で保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）場合には、横浜市外在住の方でも利用できます。

※1 市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業

なお、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については、幼稚園教諭も可とします。

**(8) 現在は横浜市外在住であるが、横浜市に転居すれば、この事業を利用できるのか？**

この事業の利用申込をする時点で、横浜市が交付する「給付認定決定通知書」及び令和6年度（2024年度）の「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」（市外の保育所等のみの申請の場合は、当該自治体が発行する保留通知書）が必要です。

**(9) 年度限定保育利用中に育児休業を取得し、その後利用調整を経て、同一の保育園を利用することになった場合、育児休業取得したまま継続して保育園の利用はできるか？**

年度限定保育事業利用期間内に保護者が育児休業を取得した場合は、保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められる場合において育児休業中も継続してご利用いただけます。

ただし、年度限定保育事業から利用調整を経て認可保育所等（同一施設含む）を利用することになった場合は、利用開始月末までに育児休業を終了し、復職する必要があります。

**(10) 転園保留となった場合には、この事業を利用することはできるのか。**

引越し等、やむを得ない事情により登園することが難しい場合を除き、原則として、転園保留による利用はできません。